五　ボルトは、次のイ及びロに適合するものであること。

イ　座金の使用、ナットの二重使用その他これらと同等以上の効力を有する戻り止めの措置を講じたものであること。

ロ　ボルトの軸断面に生ずる長期の引張り及びせん断の応力度並びに短期の引張り及びせん断の応力度が次の表に掲げる式に適合することが確かめられたものであること。

力の種類	式
長期に生ずる力	$\left(\frac{R_1}{Ra_1}\right)^2+\left(\frac{S_1}{Sa_1}\right)^2\leqq 1$
短期に生ずる力	$\left(\frac{R_2}{Ra_2}\right)^2+\left(\frac{S_2}{Sa_2}\right)^2\leqq 1$

この表において、R_1、Ra_1、S_1、Sa_1、R_2、Ra_2、S_2及びSa_2は、それぞれ次の数値を表すものとする。

R_1　ボルトの軸断面に生ずる長期の引張りの応力度（単位　一平方ミリメートルにつきニュートン）

Ra_1　令第九十条に規定するボルトの長期に生ずる力に対する引張りの許容応力度（単位　一平方ミリメートルにつきニュートン）

S_1　ボルトの軸断面に生ずる長期のせん断の応力度（単位　一平方ミリメートルにつきニュートン）

Sa_1　令第九十条に規定するボルトの長期に生ずる力に対するせん断の許容応力度（単位　一平方ミリメートルにつきニュートン）

R_2　ボルトの軸断面に生ずる短期の引張りの応力度（単位　一平方ミリメートルにつきニュートン）

Ra_2　令第九十条に規定するボルトの短期に生ずる力に対する引張りの許容応力度（単位　一平方ミリメートルにつきニュートン）

S_2　ボルトの軸断面に生ずる短期のせん断の応力度（単位　一平方ミリメートルにつきニュートン）

Sa_2　令第九十条に規定するボルトの短期に生ずる力に対するせん断の許容応力度（単位　一平方ミリメートルにつきニュートン）

附　則

この告示は、平成二十一年九月二十八日から施行する。

○国土交通省告示第七百四号

特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成十九年法律第六十六号）第十八条第三項の規定に基づき、平成二十年国土交通省告示第九百三十五号の一部を次のように改正する。

平成二十一年七月六日

国土交通大臣　金子　一義

三を次のように改める。

三　保険等の業務を行う事務所の所在地

イ　東京都江東区毛利一丁目十九番十号

ロ　北海道札幌市中央区南一条東二丁目六番地

ハ　北海道苫小牧市山手町一丁目二番七号

ニ　北海道函館市石川町三百十四番五

ホ　北海道帯広市大通南十六丁目二番二号

ヘ　北海道釧路郡釧路町光和四丁目七番一号

ト　青森県青森市大字野木字野尻四十四番地六

チ　岩手県盛岡市安倍館町六番二号

リ　宮城県仙台市青葉区上杉一丁目十五番二十四号

ヌ　秋田県秋田市寺内三千刈八十六番地三

ル　山形県山形市上町四丁目十四番六号

ヲ　福島県郡山市大槻町字人形坦東四十四番地一

ワ　茨城県土浦市港町一丁目七番三号

カ　茨城県水戸市袴塚二丁目二番三十四号

ヨ　栃木県宇都宮市元今泉七丁目二十九番一号

タ　群馬県高崎市旭町四十六番地二

レ　長野県長野市大字栗田三百三十八番地

ソ　長野県松本市島立八百二十五番地一

ツ　新潟県新潟市中央区網川原一丁目十五番二十三号

ネ　埼玉県さいたま市浦和区東高砂町二番五号

ナ　埼玉県川越市脇田本町一番地三

ラ　千葉県八千代市村上四千五百番地八

ム　千葉県松戸市本町十四番地一

ウ　東京都杉並区梅里一丁目十九番十二号

ヰ　東京都小金井市本町一丁目九番十二号

ノ　神奈川県横浜市港北区新横浜二丁目十四番二十七号

オ　神奈川県厚木市中町四丁目十六番十八号

ク　山梨県甲府市住吉二丁目三番二十三号

ヤ　静岡県静岡市駿河区高松一丁目十一番十三号

マ　静岡県浜松市中区細島町八番地二

ケ　愛知県名古屋市東区東桜一丁目四番三号

フ　愛知県岡崎市明大寺町字川端十九番地十三

コ　岐阜県岐阜市市橋三丁目八番三号

エ　三重県津市西丸之内二十一番十九号

テ　京都府京都市下京区西境町百四十九番地

ア　滋賀県守山市古高町字松塚八百八番地二

サ　富山県富山市根塚町四丁目二番七号

キ　石川県金沢市浅野本町二丁目十五番二十号

ユ　福井県福井市和田東二丁目九百二十六番地

メ　奈良県橿原市八木町一丁目六番一号

ミ　和歌山県和歌山市紀三井寺八百四十番地十

シ　大阪府大阪市北区天満一丁目十九番六号

ヱ　大阪府堺市北区中百舌鳥町五丁七百五十八番地

ヒ　兵庫県神戸市中央区御幸通四丁目二番九号

モ　岡山県岡山市富田町二丁目二番四号

セ　広島県福山市南蔵王町一丁目六番十一号

ス　広島県広島市南区段原二丁目一番十四号